

令和6年第3回南幌町議会臨時会議事日程

令和6年5月7日(火)

午前9時30分開議

日程番号	事件番号	事件名	結果
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		諸般報告 1 会務報告 2 例月出納検査結果報告	
4	議案第30号	専決処分の承認を求めることについて(令和5年度南幌町一般会計補正予算(第11号))	
5	議案第31号	専決処分の承認を求めることについて(町税条例の一部を改正する条例)	
6	議案第32号	専決処分の承認を求めることについて(南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	
7	議案第33号	令和6年度南幌町一般会計補正予算(第2号)	
8	議案第34号	工事請負契約について(南幌温泉整備工事(建築工事))	
9	議案第35号	工事請負契約について(南幌温泉整備工事(機械設備工事))	
10	議案第36号	工事請負契約について(南幌温泉整備工事(電気設備工事))	
11	議案第37号	工事請負契約について(雪捨場移設工事)	
12	議案第38号	工事請負契約について(準工業用地等整備工事(第1工区))	
13	議案第39号	工事請負契約について(準工業用地等整備工事(第2工区))	



## 諸般報告 1

### 会 務 報 告

月 日	内 容
3月6~13日	第1回議会定例会を開催した。
6日	南幌町議会まちづくり特別委員会を開催した。
8~12日	予算審査特別委員会を開催した。
19日	産業経済常任委員会所管事務調査を実施した。
21日	総務常任委員会所管事務調査を実施した。
26日	議会運営委員会所管事務調査を実施した。
同日	南幌町議会まちづくり特別委員会を開催した。
28日	広報特別委員会を開催した。
4月 2日	都市計画審議会に関係議員出席した。
11日	広報特別委員会を開催した。
16日	議会運営委員会所管事務調査を実施した。
17日	広報特別委員会を開催した。
19日	南空知町村議会議長連絡協議会総会が本町で開催され、議長出席した。
23日	総務常任委員会所管事務調査を実施した。
25日	南幌町議会まちづくり特別委員会を開催した。
26日	空知町村議会議長会役員会が奈井江町で開催され、議長出席した。
27日	北雄ラッキー安全祈願祭に議長出席した。



## 諸般報告 2

### 例月出納検査結果報告について

このことについて、令和6年3月15日及び令和6年4月17日付けをもって別紙のとおり監査委員から報告があったので報告する。

令和6年5月7日提出  
南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

記



南 監 査 号  
令和6年3月15日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

南幌町監査委員 白 倉 敏 美  
" 加 藤 真 悟



例月出納検査の結果について

令和6年3月15日に執行した令和6年2月分の例月出納検査結果を、地方自治法第235条の2第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |   |       |   |            |
|---|-------|---|------------|
| 1 | 検査現在日 | 令和6年2月29日                                       | 一般会計及び特別会計 |
| 2 | 検査実施日 | 令和6年3月15日                                       |            |
| 3 | 検査意見  | 出納事務は適法に取扱われており、異常ないものと認む。<br>現金出納状況は別紙のとおりである。 |            |





令和5年度

現金出納状況

令和6年2月29日現在 (単位:円)

区分	歳入			歳出			残高	一時借入金等 会計名	実残高
	前月までの受高	本月中受高	累計	前月までの払高	本月中払高	累計			
一般会計	5,723,535,982	547,298,596	6,270,834,578	4,993,512,056	886,383,688	5,879,895,744	390,938,834		460,938,834
国保会計	792,311,795	78,671,557	870,983,352	771,526,754	78,103,208	849,629,962	21,353,390	△ 70,000,000	△ 48,646,610
下水道会計	103,676,582	40,000,000	143,676,582	85,636,372	37,429,484	123,065,856	20,610,726		20,610,726
農集排会計	7,145,727	0	7,145,727	5,811,477	379,160	6,190,637	955,090		955,090
介護保険会計	610,741,512	67,663,500	678,405,012	590,107,064	68,469,459	658,576,523	19,828,489		19,828,489
後期高齢者会計	98,537,661	3,953,600	102,491,261	97,687,393	3,126,664	100,814,057	1,677,204		1,677,204
歳入歳出外	418,615,245	△ 7,650,534	410,964,711	330,143,314	36,478,481	366,621,795	44,342,916		44,342,916
合計	7,754,564,504	729,936,719	8,484,501,223	6,874,424,430	1,110,370,144	7,984,794,574	499,706,649		499,706,649
一時借入金								現金(つり銭)	285,000
								信金定期預金	8,196,600
								農協定期預金	6,801,200
								農協普通預金	484,423,849
								の保	
								管	
合計							868,245,578	合計	499,706,649

令和5年度

病院事業会計

令和6年2月29日現在 (単位:円)

区分	歳入			歳出			残高	一時借入金等 区分	実残高
	前月までの受高	本月中受高	累計	前月までの払高	本月中払高	累計			
病院事業(預金)	1,022,240,830	42,574,739	1,064,815,569	580,264,420	48,852,009	629,116,429	435,699,140		435,699,140
病院事業(現金)	70,000	0	70,000	0	0	0	70,000		70,000
病院事業(預り金)	72,092,378	5,391,902	77,484,280	69,039,587	5,441,025	74,480,612	3,003,668		3,003,668
計	1,094,403,208	47,966,641	1,142,369,849	649,304,007	54,293,034	703,597,041	438,772,808		438,772,808
一時借入金								現金	
								信金普通預金	438,702,808
								信金定期預金	70,000
合計							0	合計	438,772,808



南 監 査 号  
令和 6 年 4 月 1 7 日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

南幌町監査委員 白 倉 敏 美  
" 加 藤 真 悟



例月出納検査の結果について

令和 6 年 4 月 1 7 日に執行した令和 6 年 3 月分の例月出納検査結果を、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |         |   |            |
|---------|---|------------|
| 1 検査現在日 | 令和 6 年 3 月 3 1 日                                | 一般会計及び特別会計 |
| 2 検査実施日 | 令和 6 年 4 月 1 7 日                                |            |
| 3 検査意見  | 出納事務は適法に取扱われており、異常ないものと認む。<br>現金出納状況は別紙のとおりである。 |            |



令和5年度

現金出納状況

令和6年3月31日現在 (単位:円)

区分	歳入			歳出			残高	一時借入・会計間流充用額	実残高
	前月までの受高	本月中受高	累計	前月までの払高	本月中払高	累計			
一般会計	6,270,834,578	997,370,407	7,268,204,985	5,879,895,744	1,191,748,458	7,071,644,202	196,560,783	1,000,000,000	△ 733,439,217
国保会計	870,983,352	85,478,002	956,461,354	849,629,962	73,139,381	922,769,343	33,692,011	△ 70,000,000	△ 36,307,989
下水道会計	143,676,582	176,446,854	320,123,436	123,065,856	138,024,803	261,090,659	59,032,777	0	59,032,777
農集排会計	7,145,727	5,463,115	12,608,842	6,190,637	1,077,390	7,268,027	5,340,815	0	5,340,815
介護保険会計	678,405,012	89,392,983	767,797,995	658,576,523	71,344,798	729,921,321	37,876,674	0	37,876,674
後期高齢者会計	102,491,261	22,885,355	125,376,616	100,814,057	22,974,889	123,788,946	1,587,670	0	1,587,670
歳入歳出外	410,964,711	37,142,334	448,107,045	366,621,795	50,938,558	417,560,353	30,546,692	0	30,546,692
合計	8,484,501,223	1,414,179,050	9,898,680,273	7,984,794,574	1,549,248,277	9,534,042,851	364,637,422	1,000,000,000	△ 635,362,578
一時借入金								現金(つり銭)	285,000
								信金定期預金	8,196,600
								農協定期預金	6,801,200
								農協普通預金	349,354,622
								の保	
								管	
合計							1,775,313,530	合計	364,637,422

令和5年度

病院事業会計

令和6年3月31日現在 (単位:円)

区分	歳入			歳出			残高	一時借入・会計間流充用額		実残高
	前月までの受高	本月中受高	累計	前月までの払高	本月中払高	累計		区分	金額	
病院事業(預金)	1,064,815,569	123,555,099	1,188,370,668	629,116,429	68,966,752	698,083,181	490,287,487			490,287,487
病院事業(現金)	70,000	0	70,000	0	0	0	70,000			70,000
病院事業(預り金)	77,484,280	5,312,955	82,797,235	74,480,612	5,657,581	80,138,193	2,659,042			2,659,042
計	1,142,369,849	128,868,054	1,271,237,903	703,597,041	74,624,333	778,221,374	493,016,529			493,016,529
一時借入金								現金		
空知信金								信金普通預金	492,946,529	70,000
計								信金定期預金	0	493,016,529
								合計		493,016,529



## 議案第31号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和6年5月7日提出  
南幌町長 大崎 貞二

記

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、町税条例の一部を改正する条例制定を次のとおり専決処分する。

令和6年3月29日  
南幌町長 大 崎 貞 二

### 理由

議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分するものである。



## 町税条例の一部を改正する条例

町税条例（昭和33年南幌町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、町民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第71条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第5条の次に次の一条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合

には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

- 2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。
- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

(令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除)

- 第7条の5 令和6年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5

第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の町民税に限り、個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の町民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の道民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の道民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の道民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通

知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の道民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の町民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合には、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例）  
第7条の7 令和6年度分の個人の町民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の町民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個

人の町民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額

とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その

者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の町民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の町民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額

との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の町民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項」を「第34条の9第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条」とあるのは「前条、附則第8条第2項」と、前条中「附則第7条の4」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項」とする」に改める。

附則第10条の2第4項を削り、同条第5項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第5項



とし、同条第7項を同条第6項とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 町長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和

8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第17条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第18条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第 19 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 2 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 3 項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 3 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 3 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 3 項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### (経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

## 提案理由

地方税法等の改正に伴い、本案を提案するものである。

議案第 3 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和 6 年 5 月 7 日提出  
南幌町長 大 崎 貞 二

記

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定を次のとおり専決処分する。

令和6年3月29日  
南幌町長 大崎 貞二

### 理由

議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分するものである。

## 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南幌町国民健康保険税条例（平成19年南幌町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第26条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の南幌町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

### 提案理由

地方税法施行令の改正に伴い、本案を提案するものである。





## 議案第 3 4 号

### 工事請負契約について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年南幌町条例第 1 1 号）第 2 条の規定に基づき、指名競争入札に付した工事について、次のとおり請負契約を締結するため地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 5 月 7 日提出  
南幌町長 大 崎 貞 二

記

1 契約の目的

南幌温泉整備工事（建築工事）

2 契約の方法

指名競争入札

3 契約金額

金579,700,000円也  
（内消費税及び地方消費税の額52,700,000円）

4 契約の相手方

札幌市中央区北2条東17丁目2番地  
岩田地崎建設株式会社  
代表取締役社長 岩 田 圭 剛

参考

工期 契約締結日より令和7年1月31日まで

## 議案第 35 号

### 工事請負契約について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年南幌町条例第 11 号）第 2 条の規定に基づき、指名競争入札に付した工事について、次のとおり請負契約を締結するため地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 5 月 7 日提出  
南幌町長 大崎 貞二

記

1 契約の目的

南幌温泉整備工事（機械設備工事）

2 契約の方法

指名競争入札

3 契約金額

金 263,780,000 円也  
（内消費税及び地方消費税の額 23,980,000 円）

4 契約の相手方

東テク・三建・かど特定建設工事等共同企業体

代表者 札幌市白石区本通19丁目北1番86号  
東テク北海道株式会社  
代表取締役社長 柏崎浩伸

構成員 空知郡南幌町元町1丁目3番12号  
株式会社三建管工技研  
代表取締役 山本みちる

空知郡南幌町南12線西11番地  
有限会社かど営繕設備  
代表取締役 角尚史

参考

工期 契約締結日より令和7年1月31日まで

## 議案第36号

### 工事請負契約について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年南幌町条例第11号）第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した工事について、次のとおり請負契約を締結するため地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和6年5月7日提出  
南幌町長 大崎 貞二

記

1 契約の目的

南幌温泉整備工事（電気設備工事）

2 契約の方法

指名競争入札

3 契約金額

金 67,870,000 円也

（内消費税及び地方消費税の額 6,170,000 円）

4 契約の相手方

空知郡南幌町北町4丁目8番4号

鳥山電気工事株式会社南幌営業所

所長 半沢 恒平

参考

工期 契約締結日より令和7年1月31日まで

## 議案第 37 号

### 工事請負契約について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年南幌町条例第 11 号）第 2 条の規定に基づき、指名競争入札に付した工事について、次のとおり請負契約を締結するため地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 5 月 7 日提出  
南幌町長 大崎 貞二

記

1 契約の目的

雪捨場移設工事

2 契約の方法

指名競争入札

3 契約金額

金 57,200,000 円也

(内消費税及び地方消費税の額 520,000 円)

4 契約の相手方

空知郡南幌町南 1 1 線西 6 番地

株式会社土井総業

代表取締役 土 井 義 博

参考

工期 契約締結日より令和 6 年 1 1 月 1 0 日まで



## 議案第 38 号

### 工事請負契約について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年南幌町条例第 11 号）第 2 条の規定に基づき、指名競争入札に付した工事について、次のとおり請負契約を締結するため地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 5 月 7 日提出  
南幌町長 大崎 貞 二

記

1 契約の目的

準工業用地等整備工事（第1工区）

2 契約の方法

指名競争入札

3 契約金額

金251,900,000円也

（内消費税及び地方消費税の額22,900,000円）

4 契約の相手方

砂子・南幌土建特定建設工事共同企業体

代表者 空知郡奈井江町字チャシュナイ987番地10

株式会社砂子組

代表取締役 砂子 邦弘

構成員 空知郡南幌町元町1丁目4番5号

株式会社南幌土建

代表取締役 峰尾 義明

参考

工期 契約締結日より令和6年12月10日まで

## 議案第 39 号

### 工事請負契約について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年南幌町条例第 11 号）第 2 条の規定に基づき、指名競争入札に付した工事について、次のとおり請負契約を締結するため地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 5 月 7 日提出  
南幌町長 大崎 貞二

記

1 契約の目的

準工業用地等整備工事（第2工区）

2 契約の方法

指名競争入札

3 契約金額

金221,870,000円也  
（内消費税及び地方消費税の額20,170,000円）

4 契約の相手方

玉川・土井総業特定建設工事共同企業体

代表者 恵庭市相生町4丁目6番30号  
株式会社玉川組  
代表取締役社長 玉川裕一

構成員 空知郡南幌町南11線西6番地  
株式会社土井総業  
代表取締役 土井義博

参考

工期 契約締結日より令和6年12月10日まで

